

●香川県告示第316号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都中央区築地6丁目4番10号

テーブルマーク株式会社 代表取締役社長 日野 三代春

(2) 事業場の所在地及び名称

仲多度郡多度津町西港町8-3

テーブルマーク株式会社 中央工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	①冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設 ②③冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	①ゆで槽 9,500食/h 1基 ②水洗槽 9,500食/h 1基 ③冷却槽 9,500食/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	工事着手より1週間後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続16時間使用	
排 出 さ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①②③6.0~8.0	①②③5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	①②③520	①②③650
	化学的酸素要求量 (mg/L)	①②③460	①②③530
	浮遊物質 (mg/L)	①②③130	①②③170
	窒素含有量 (mg/L)	①②③10	①②③30
	りん含有量 (mg/L)	①②③2	①②③5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①②③248	①②③262

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

排水の水質を安定させるために既設の第一ばっ気槽4基のうち2基に担体を投入し、担体ばっ気槽とする。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排 出 水 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15

化学的酸素要求量	(mg/L)	10	15
浮遊物質	(mg/L)	10	15
窒素含有量	(mg/L)	5	10
りん含有量	(mg/L)	1	2
大腸菌群数	(個/cm ³)	-	-
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	5	10
排水水の量	(m ³ /日)	720	835

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年7月6日から同月27日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

多度津町環境課